

原子力発第07211号
平成19年12月18日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

東北電力(株)女川原子力発電所3号機気体廃棄物処理系における水素濃度の
上昇事象を踏まえた調査に係る国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につ
きまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、女川原子力発電所3号機気体廃棄物処理系における水素濃度の上昇事象
に関して、平成19年12月17日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、
別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告い
たします。

敬 具

経済産業省

平成 19・12・17 原院第1号

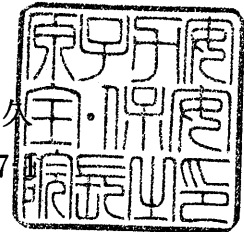
平成 19年 12月 17日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-168b-07



東北電力(株)女川原子力発電所3号機気体廃棄物処理系における水素濃度の 上昇事象を踏まえた調査について

平成19年11月10日、東北電力株式会社女川原子力発電所3号機において、気体廃棄物処理系「排ガス除湿冷却器出口水素濃度高」警報が発生し、又、気体廃棄物処理系流量が上昇したことから、原因調査のため原子炉を手動停止しました。

原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、東北電力株式会社から平成19年12月12日、気体廃棄物処理系に使われていた水素と酸素を化学反応(結合)させる触媒の特性について、「酸素／水素濃度比」がある値(以下「しきい値」という。)を下回ると、急激に水素と酸素が反応しにくくなることが判明した旨の報告を受けました。

このため、当院は、水素と酸素を結合させる設備(以下「再結合器」という。)を有する全ての原子炉設置者に対し、以下のとおり対応することを求めます。

1. 水素濃度高の警報が発生するなど、適正に水素と酸素の結合が行われなかったと考えられる過去の同様な事象の発生の有無について、原子炉施設保安規定に品質保証を義務付けた、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第113号)の施行された日(平成15年10月1日)以降調査し、平成19年12月25日までに当院へ報告すること。
2. 水素と酸素の化学反応特性について、再結合器におけるしきい値の存在の有無を確認し、それを踏まえた運転管理を行うこと。